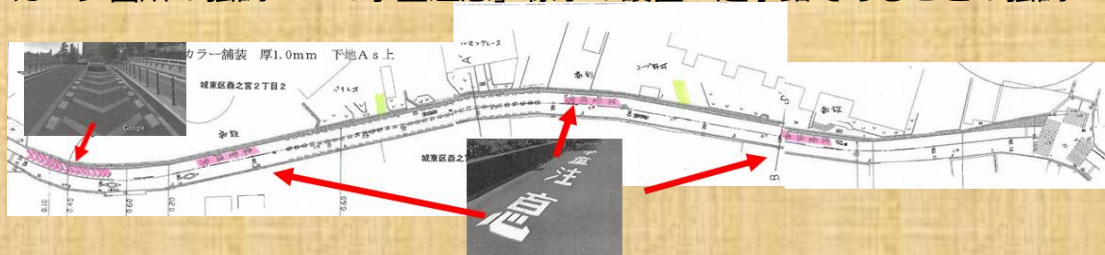


森之宮小学校通学路（城見橋～憩いの家）の 安全対策拡充強化に関する要望書

（令和4年9月2日付）

1 視覚的にスピードを落とさせるペイント

【令和4年度実施予定】 ・カーブ箇所の強調 ・「学童注意」標示の設置⇒通学路であることの強調



2 カーブミラーの増設要望について

カーブミラーを増設するとミラーを過信して、徐行することなく走行したり、左右確認を怠ることによる事故が今より発生しやすくなる。また、カーブミラーの特性として、ミラーに映らない範囲（死角）があり、映像は左右逆に映るなど運転者が困惑しやすいので設置には慎重を要する。目視による安全確認が重要である。

3 今後の歩道整備などについて

令和7（2025）年大学の開設とあわせて北側に新設の歩道（2.5m×2）設置道路（令和6年4月末予定）が完成予定。また、大学敷地内東側にも4mの歩道が設置される予定。

4 通行規制の実施については地元の総意が必要（城東警察署）

・大型車の通行規制 ・宅配業者等、一般車両の通行規制（時間規制）
⇒通行には許可書（条件あり）が必要。住民以外のマンション関係者の進入が不可となる懸念がある。



森之宮地域の安全対策の検討

【城東区役所・城東警察署・中浜工営所・経済戦略局・公立大学法人】

1 森町歩道橋撤去について (中浜工営所・城東警察署)

歩道橋撤去が森之宮地域の総意（学校、児童保護者等を含む）となれば、検討に着手できる（検討着手から撤去には少なくとも3年以上は必要と想定される）。

2 森町歩道橋と歩道橋下横断歩道の併設 (城東警察署)

森町歩道橋が存続した状態で歩道橋下東西横断歩道の併設はしない。



3 森之宮2丁目西交差点の斜めの横断歩道の設置 (スクランブル交差点化) (城東警察署)

スクランブル交差点の設置は、歩道橋の下に横断歩道を設置することと同じなので、設置はできない。
また（仮に歩道橋を撤去した場合に）、スクランブル交差点を設置した場合、車両の信号待ち時間が長くなり、中央大通りまで渋滞する可能性がある。

4 森之宮2丁目西交差点減速 (城東警察署)

◆森之宮2丁目西交差点付近での最近の人身事故発生状況◆

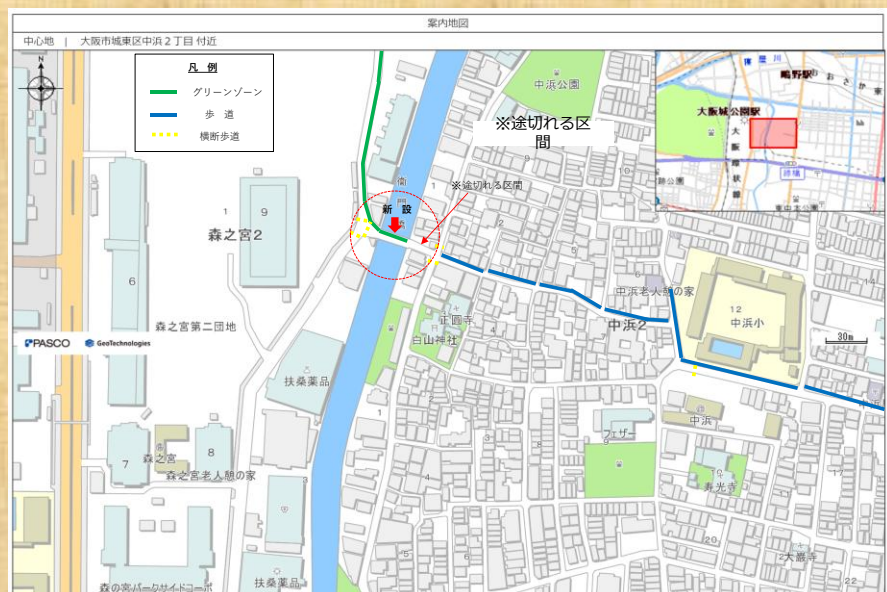
豊里矢田線沿いでは令和4年は発生なし、令和3年に2件、令和2年に1件、令和元年は発生なしとなっている。
森之宮病院南側に面している道路では最近は人身事故が発生していない。
参考として、森之宮病院東南角交差点から城見橋に至る道路沿いでの最近の人身事故発生状況については、令和3・4年は発生なし、令和2年に2件、令和元年に1件となっている。
減速要望の理由がわかれば、中浜工営所と連携して、対応策を検討する。



森之宮地区と中浜地区を繋ぐ「衛門橋」上の交通安全対策について

現在の車道幅員（6m）及び交通規制（対面通行）で考えられる交通安全対策 【令和5年度以降予定】

- 歩行者の安全確保のため、橋上北側に幅1.35mのグリーンベルトを設置。それに伴い、車道幅員を6mから5mとし、南側の歩道を撤去（舗装補修工事と併せて実施）。なお、橋の東側約20m区間は現状のまま4.4m道路。
 - その他、交差点内の注意喚起の為に「学童注意」の区画線標示を追加設置
- ※交差点内には信号機・横断歩道などもあり、詳細については交通管理者（府警本部）と調整の上で実施。



学校選択制の区域設定 ①

◆学校選択制の基本内容◆

- * 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則
- * 就学制度の改善について（平成24年10月 大阪市教育委員会作成）

① 選択の機会・対象者（規則第5条）

- ・ 選択の機会は、小中学校に入学する際の各 1 回のみ
- ・ 対象は、新小学 1 年生及び新中学 1 年生

② 選択できる範囲（規則第8条）

- ・ 当面、1つの行政区内での学校選択とする。
- ・ 通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できる。

③ 各学校の受け入れ（規則第7条）

- ・ 学校選択による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。
- ・ 受け入れ可能な学級数は、1 学級分の増加を上限。

